

新たな制度・施策を活用した公共空間の魅力向上により、世界から情報・人材を呼び込む国際的拠点の形成を促進

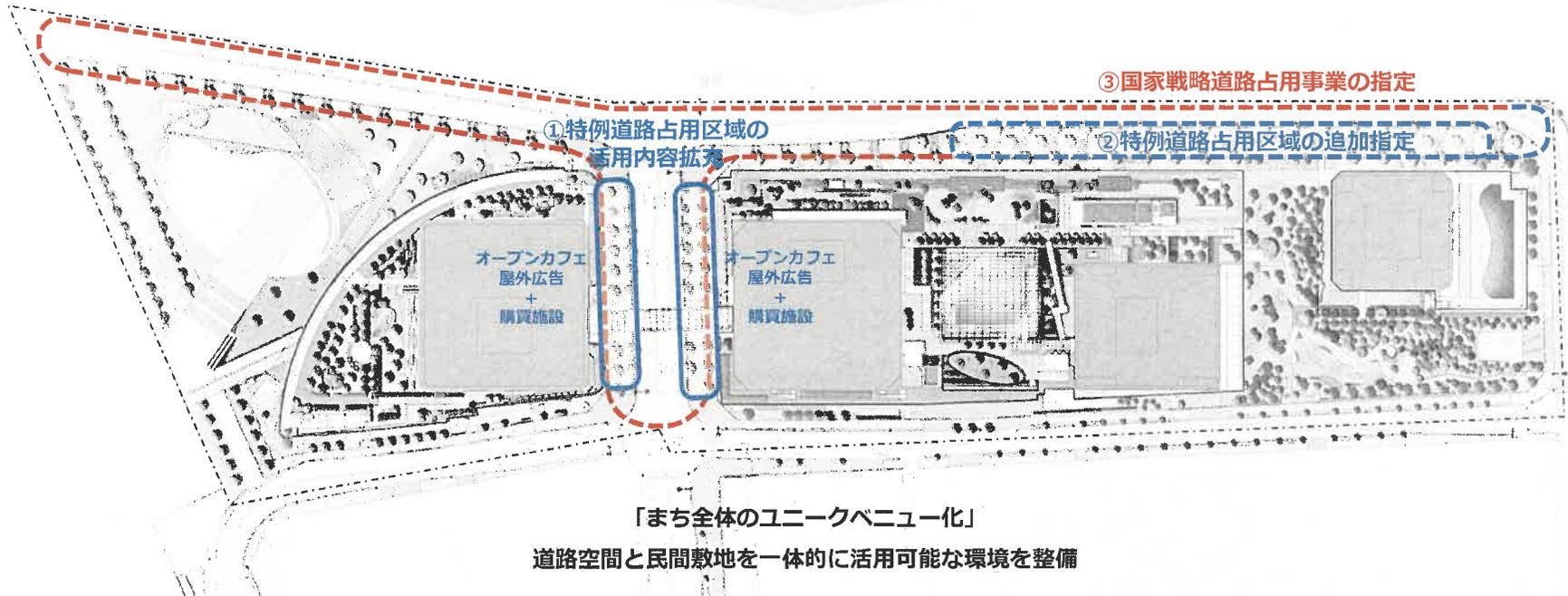
国家戦略特区制度

「エリアマネジメントに係る道路法の特例」
を活用した道路占用許可基準の緩和により
まち全体の集客力・情報発信力を強化
(国際的拠点の形成に向けた新たなエリマネ活動の展開)

国・地域による制度・施策の
一体的活用

都市再生特別措置法

エリマネ活動の公的位置づけにより
公共施設の高質な維持管理を担保するとともに
公民の公共空間の一体的な利活用を円滑化
(既存のエリマネ活動の継続及び拡充)



展開①

既存のエリマネ
活動の拡充

都市再生
特別措置法

●さらなる賑わい創出・魅力向上



□食事施設での音楽演奏（横浜日本大通り） □購買施設のイメージ（朝・花屋）

- オープンカフェの開業初年度実績では、冬期の利用が少なく、通年で賑わい創出に課題あり。
- 購買施設の追加や区域の拡大により、さらなる賑わい創出・魅力向上を図る。

展開②

国際的拠点の
形成に向けた
新たなエリマネ
活動の展開

国家戦略特区
制度

●国際集客や情報発信に資するイベント・催事の開催



□秋の収穫祭・ハロウィンイメージ □ストリートフェスティバルイメージ

- 国際的拠点の形成には、国際的な集客や情報発信に向けた取り組み強化が課題。
- 道路空間と民間敷地を一体的に活用可能な環境整備により、集客力、情報発信力の高いイベント・催事を実施したい。